

第 2 回懇談会提出資料（齋藤委員）

農産物検査関係事務の効率化について

※検査までの手続きが煩雑である

検査請求書を出すまで

検査場所登録 業務規程変更により検査場所を指定、写真や使用承諾書などを事前に準備する必要がある

銘柄設定 農協などが大量に作る方針を示さないと設定できない
現在は新品種が無制限に増えている

作付証明 共済組合の水稲共済野帳にて作付け状況を確認

検査委任状 事前に、検査数量以上の申込数量を記載

検査請求受付

検査請求書受付簿

受付簿の整備は、業務規程で定めるようになっているが、
監査に便利のように作るだけで、業務には必要ない

検査

飼料用米検査 補助金額確定のための検査 農産物検査による検査以外の方法ですべき

報告書 別記様式第 1 号及び第 2 号

月末締め翌月 3 日の提出日を 7 日程度に延ばしてほしい

別記様式第 3 号

水分含有率の年一度の報告を不要としてほしい

別記様式第一号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

日
月
年

農林水産大臣 殿

住所
氏名
代表者氏名

印

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類:

生産年度:

検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備考
	(検査区分) 計										
	(検査区分) 計										
	合 計										

備考

1 代表者氏名を自署する場においては、押印を省略することができる。

2 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

3 「検査区分」の欄には、農産物検査法(以下「法」という。)第3条の品位等検査(米穀の品位等検査(米穀の品位等検査)、法第5条第1項の品位等検査(検査を受けていない米穀の品位等検査)、法第5条第2項の品位等検査(期間経過米検査)、法第6条の品位等検査(麦の品位等検査)及び法第9条の品位等検査(米麦以外の農産物の品位等検査)の別を記載すること。なお、検査区分ごと

に合計を設けること。

4 数量の単位は、キログラムとすること。

5 本様式による報告に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録してお

くことができる物を含む。)による報告を行っても差し支えない。

別記様式第二号

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名
代表者氏名

印

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産米穀の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類： _____

生産年度： _____

等級	検査数量	整粒 不足	形質			水分 過多	被害粒			死米	着色粒		異種 穀粒	異物	その他
			充実 度	心白 及び 腹白	その他		発芽 粒	胴割 粒	その他		カメシ ム類	その他			
特等															
1等															
2等															
3等															
等外															
規格外															
計															

備考：別記様式第一号の備考1、2、4及び5と同様とする。

別記様式第三号

国内産農産物の品位等検査に係る水分の含有率に係る検査結果報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
名称
代表者氏名

印

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る水分の含有率に係る検査結果を下記のとおり報告します。

農産物の種類：
生産年度：

水分 等級	10.0% 以下	10.1% ~ 10.5%	10.6% ~ 11.0%	11.1% ~ 11.5%	11.6% ~ 12.0%	12.1% ~ 12.5%	12.6% ~ 13.0%	13.1% ~ 13.5%	13.6% ~ 14.0%	14.1% ~ 14.5%	14.6% ~ 15.0%	15.1% ~ 15.5%	15.6% ~ 16.0%	16.1% ~ 16.5%	16.6% ~ 17.0%	17.1% 以上	検査数量計
特上																	
特等																	
1等 (合格)																	
2等																	
3等 (等外)																	
規格外 (等外上)																	
計																	

備考 1 この報告書は生産された年の翌年の3月31日までに検査を受けた農産物について作成するものとし、生産された年の翌年の4月1日以降に検査を受けた農産物については除外するものとする。
2 その他は、別記様式第一号の備考1、2、4及び5と同様とする。